

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第4 監査結果</p> <p>Ⅱ 各論</p> <p>1 福祉局</p>		
<p>1. 2 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資</p> <p>[意見1]融資あっせん先の経営状況のチェックについて</p> <p>融資あっせん及び利子補助の対象法人については、返済状況や利払いの状況のみならず、財務状況や資金繰りの状況等の経営状況のチェックを行う必要がある。</p>	<p>対象法人の償還計画書や過去3年分の財務諸表などを収集し評価することを仕様に記載した内容で会計士と契約を令和5年5月に締結し、経営状況の把握およびチェック体制の構築を行っており、返済の見通しを確認することでリスクマネジメント力の向上を図っていく。</p> <p>(福祉局)</p>	措置済
<p>1. 3 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（市民福祉大学運営補助）</p> <p>[意見2]実績報告の内容について</p> <p>市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さらにサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に使用されていないか検証する必要がある。</p>	<p>令和4年度補助金精算にあたって、福祉局より市社協へ往査し、サンプリングによる証憑書類の確認、補助対象経費であるかの検証を行った。今後も補助金の精算時には同様の対応を続けていく。</p> <p>(福祉局)</p>	措置済
<p>1. 4 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（社会福祉事業補助）</p> <p>[意見3]神戸市社会福祉協議会への人件費補助について</p> <p>神戸市社会福祉協議会への人件費の補助の対象範囲や、補助する場合の補助率については、市社協の性質や繰越資金の状況、補助対象となる人員の業務内容等を勘案し十分に検討する必要がある。</p>	<p>補助対象となる人件費は、市社会福祉協議会における総務部門の職員分および幹部職員分（市出向職員を除く）という方針の基で決定している。</p> <p>また、令和5年度補助金決定に際しては、繰越資金を令和4年度決算報告書にて確認し、年間事業活動支出との比較検討を行ったほか、項目ごとの必要性を加味したうえで、補助金の支出を行った。</p> <p>(福祉局)</p>	措置済
<p>1. 5 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金</p> <p>[意見4]救護施設や養護老人ホームの運営費に対する補助のあり方について</p> <p>救護施設や養護老人ホームの運営費に対する補助のあり方や金額の妥当性については、再度見直しの必要がある。</p>	<p>補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢や養護老人ホーム及び救護施設が置かれている状況を踏まえた上で、当該補助金のあり方や金額の妥当性に関し、どのような指標・データを用いて判断することが適切かについて、検討を進めていく。</p> <p>(福祉局)</p>	措置方針
<p>1. 6 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金</p>		

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>[意見5] 補助金の交付額の妥当性について 従来からの補助金を継続的に交付するのではなく、補助金の交付の必要性や交付額の妥当性については、常に見直しを行う必要がある。</p>	<p>補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢や、養護老人ホーム及び救護施設が置かれている状況を踏まえた上で、当該補助金の交付の必要性や交付額の妥当性に関し、どのような指標・データを用いて判断することが適切かについて、検討を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見6] 業務の効率化について 現場負担軽減に向けた業務の効率化を図るために、ITの活用等による対応を検討されたい。</p>	<p>当該補助金の支給にあたっては、勤続年数に応じた補助単価を自動計算できるエクセルシートを各施設に提供するなど、一定の負担軽減を図っている。</p> <p>令和5年度から以下の見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各職員の勤続年数の算出にあたっては、過去の勤務先の施設種別に応じて勤続年数の計算方法が異なることから、従来は申請者側の個別の計算が必要であったが、施設種別を選択することで勤続年数を自動計算できる様式に改めた。</li> <li>・法人名や代表者氏名などの同一の情報を複数の様式に記載する必要があったが、様式を見直し、入力作業を簡略化した。</li> <li>・挙証資料について、従来は各施設から提出される資料が異なっていたが、上記の様式整理にあわせて統一した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見7] 成果指標の設定について 補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果の検証をする必要がある。</p>	<p>当該補助金は、市内の民間社会福祉施設に従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資することを目的としている。このように補助金を支給すること自体が補助目的に沿うものとなっていること、また、例えば離職については収入面以外も大きな要因となりうることを踏まえると、当該補助金について（例えば離職率等の）定量的な成果指標の設定は困難である。</p> <p>他方で、別途 [意見] であるとおおり、補助金交付の必要性や交付額の妥当性については、引き続き検討を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>1. 7 ふれあいのまちKOB E 愛の輸運動事業</p>		

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>[意見8] 実績報告の内容について 市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さらにサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に使用されていないか検証する必要がある。</p>	<p>令和4年度事業についての実績報告の際に、特に金額の大きいものや、例年にない支出などについて証憑書類のサンプリングを行い、補助対象経費であるかの検証を行った。今後も補助金の精算時には同様の対応を続けていく。 (福祉局)</p>	措置済
<p>[意見9] 成果指標の設定について 目標とするマッチング率を定めるなど、効果の分析を行っていく必要がある。</p>	<p>令和4年度実績をもとに、令和5年度の事業についてマッチング率の目標値を成果指標として設定した。 (福祉局)</p>	措置済
<p>1. 8 ふれあい給食会事業 [指摘事項1] 概算払いについて 概算払いについては、必要性を検討し、必要と認められるならば、要綱上にその旨、明記すべきである。</p>	<p>概算払いについて、明記した内容で要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。 (福祉局)</p>	措置済
<p>[指摘事項2] 実績報告の資料の見直しについて 実績報告について、実績報告書に添付される関係書類の内容を見直し、それに合わせて要綱の記載の見直しを行うべきである。</p>	<p>実績報告書への添付書類の見直しを行った上で、提出を必要とする書類を明記する内容で要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。 (福祉局)</p>	措置済
<p>[意見10] 活動内容や補助内容の周知・広報について 各区役所での周知や広報のみでなく、市としてさらに周知・広報に力を入れ、活動のすそ野を広げていく必要がある。</p>	<p>市ホームページ上の「神戸市情報マップ」にて、各活動グループに関する開催場所・活動内容・参加費等の情報を公開した（公開に同意したグループのみ）。 (福祉局)</p>	措置済
<p>1. 9 安心サポートセンター事業 [意見11] 実績報告の内容について 市の担当課は、実績報告による内容の確認の際には、サンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象の経費であることを検証する必要がある。</p>	<p>令和4年度事業についての実績報告の際に、特に金額の大きいものや、例年にない支出などについて証憑書類のサンプリングを行い、補助対象経費であるかの検証を行った。今後も補助金の精算時には同様の対応を続けていく。 (福祉局)</p>	措置済
<p>[意見12] 事業内容の周知徹底 様々な機会を利用してより周知・広報を継続し、幅広い利用につなげていく必要がある。</p>	<p>安心サポートセンターでは、令和4年度には新たに区域レベルでの個別相談会を実施したほか、支援者向けのパンフレットの作成を行った。今後さらに幅広い利用につなげるため周知・広報活動を引き続き実施するとともに、利用者数について定期的な確認を行い、周知・広報手法の見直しを図る。 (福祉局)</p>	措置済
<p>1. 10 地域福祉ネットワーク事業 [指摘事項3] 補助金と委託料の扱いについて 市において同様の事業において補助事業と委託事業が混在する形となっており、整理するべきである。</p>	<p>市においては、委託事業と補助事業に一定の役割整理を行い実施してきた。両者では財政的な取り扱いにも影響してくるため、行財政局とも協議の</p>	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	上、整理を検討する。 (福祉局)	
<p>1.13 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金 [指摘事項4]補助金の交付目的や使途の適正化について 補助金の目的やその使途について、再度検討を行い、その内容によっては、要綱の記載の見直しによる適正化を図るべきである。</p>	<p>補助金の目的と要綱上の使途の記載について整理を行った上で、補助金の使途にかかる管理費の内容について明記した要綱の改正を行い、令和5年2月に施行した。 (福祉局)</p>	措置済
<p>1.14 ケアハウス運営補助(サービス提供費) [指摘事項5]要綱上の補助金の額の記載について 補助金の交付額の算定方法については、要綱上で明確に記載しておくべきである。</p>	<p>補助金交付額の算定方法を明記した要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。 (福祉局)</p>	措置済
<p>[意見13] 実績報告の内容について 市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さらにサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に使用されていないか検証する必要がある。</p>	<p>定期的に法人監査を実施しており、その際に運営状況について確認をしている。また、補助対象以外の経費に使用されているなど不正が発覚した場合の返還措置を設けている。 補助対象となる経費以外に使用されていないかをさらに詳細に確認を行うことについては、どのような内容の実績報告書類等を提出していただければ検証できるのか、あるいはこれまでの報告内容で確認できることはないのか、検討を行っていく。 (福祉局)</p>	措置方針
<p>1.15 ケアハウス運営補助(給与改善費) [意見14] 補助金の交付額の妥当性について 従来からの補助金を継続的に交付するのではなく、補助金の交付の必要性や交付額の妥当性については、常に見直しを行う必要がある。</p>	<p>補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢や、軽費老人ホームが置かれている状況を踏まえた上で、当該補助金の交付の必要性や交付額の妥当性に関し、どのような指標・データを用いて判断することが適切かについて検討を進めていく。 (福祉局)</p>	措置方針
<p>[意見15] 成果指標の設定について 一定の成果指標を設けて、効果の検証を行っていく必要がある。</p>	<p>当該補助金は、市内の民間社会福祉施設に従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資することを目的としている。このように補助金を支給すること自体が補助目的に沿うものとなっていること、また、例えば離職については収入面以外も大きな要因となりうることを踏まえると、当該補助金について(例えば離職率等の)定量的な成果指標の設定は困難である。 他方で、別途[意見]であるとおり、</p>	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>補助金交付の必要性や交付額の妥当性については、引き続き検討を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	
<p>1.17 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金</p> <p>[意見16]福祉避難所の訓練実施の継続について 福祉避難所の訓練実施については、継続的な支援を行っていくことを検討する必要がある。</p>	<p>訓練実施の継続・備蓄更新の必要性については認識をしており、福祉避難所指定施設の意見を参考に、支援継続の可否について今後検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	措置方針
<p>1.18 民間社会福祉施設整備等事業</p> <p>[意見17] 検査結果の文書化について 工事の完成検査については、チェック項目も多岐にわたることから、チェックの内容や結果について文書化しておく必要がある。</p>	<p>令和4年度実施の完成検査分より、公共工事での完成検査項目等を参考として、チェック内容・結果についての検査報告書の作成を行った。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	措置済
<p>1.19 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助）</p> <p>[指摘事項6] 収支に関する報告の確認について 公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合することにより用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにするべきである。</p>	<p>従来、定期巡回サービスに係る介護給付費請求書や収支決算書にて、収支に関する報告の確認を行ってきた。</p> <p>令和4年11月30日より令和4年度補助金申請受付を開始したが、申請にあたっては、新たに「人員配置が分かる書類」や「貸金台帳」の提出を求め、それら書類と収支決算書等の照合により、人件費に関してより詳細かつ適切な補助金審査を行っていくこととした。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	措置済
<p>[意見18] 成果指標の設定について 巡回サービスを提供する事業者を増やすことを目的として本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な事業者数の増加に関する目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。</p>	<p>本補助金は、事業所の新規参入増、更に更に長期・安定的な事業所の確保を目的としている。</p> <p>令和5年4月時点で、本市は23事業所が開設・運営継続中であるが、近隣の政令市と比較して最も多く、目的に対する効果が一定図られていると評価している。</p> <p>令和6年度の制度移行により、事業所の運営拡大が可能になるため、本補助金の目的に照らし、必要性を改めて検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	措置方針
<p>1.20 グループホーム整備支援事業</p>		
<p>[指摘事項7] 工事費に関する確認資料の要件について 工事費の確認のために入手する根拠資料は、工事の内訳及び金額が客観的に確定していること</p>	<p>実績書の添付書類として、内訳の記載がある納品書や請求書を求める旨を追記した補助金交付要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p>	措置済

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
が確認できるものであるべきである。	(福祉局)	
<p>1. 21 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補助金(障害者スポーツ・芸術振興事業)</p> <p>[指摘事項8]管理費に関する報告の確認及び補助金の精算について</p> <p>補助事業者の実態に応じた収支報告をさせるとともに、補助事業者の本部経費の配賦資料や給与台帳等と報告されている管理費を照合するべきである。また、補助対象事業ごとに精算を行う、もしくは全事業の収支の通算により精算を行う旨を補助金要綱に定めるべきである。</p>	<p>収支報告については、従来から詳細な実績報告書を求め、確認を行っているところであるが、令和5年度以降、更に詳細な実績報告を求め、使途を明確にするとともに、管理費についても根拠資料の確認を行う。精算については、事業ごとに精算を行う。</p> <p>(福祉局)</p>	措置済
<p>[意見19] 成果指標の設定について</p> <p>スポーツを通じて障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として、本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な参加者数の増加に関する目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。</p>	<p>補助事業者主催の障害者スポーツ大会、障害者スポーツ教室の参加者数などの数値目標について、補助事業者に対して、事業の計画段階での設定を求め、交付決定時にその指標が適切かを確認するとともに、事業報告時に達成されたか検証を行う。</p> <p>(福祉局)</p>	措置方針
<p>1. 22 障害者福祉団体補助</p> <p>[意見20] 補助対象団体の募集について</p> <p>当事業を実施できる団体が他にも存在する可能性があるため、当補助金の募集は公募とすることを検討する必要がある。</p>	<p>他に実施できる団体がある可能性もあるため、公募を行うことを検討したい。</p> <p>ただし当事業は、障害当事者や家族会などが実施する取り組みで、(所属する会員のみのためでなく) 広く障害者の福祉の向上に寄与する活動に対して補助するものであるため、実施できる団体は多くないことが想定される。</p> <p>また、長年実施してきた事業が、公募によって継続性が失われるリスクを慎重に判断し、検討を進める。</p> <p>(福祉局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項9] 収支に関する報告の確認について</p> <p>公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合することにより使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにするべきである。</p>	<p>収支に関する報告については、個別に証拠書類の添付を求め使途を明確にするとともに、補助要綱における「その他、市と協議の上、必要と認めたもの」に該当する補助対象項目が発生した場合は、その判断に至った経緯を記録する。</p> <p>(福祉局)</p>	措置済
<p>[意見21] 成果指標の設定について</p> <p>本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。</p>	<p>特に目標設定が困難な取り組みを除き、補助事業の実施者に対して、事業の計画段階で参加者数などの成果指標(目標)の設定を求め、交付決定時にその指標が適切かを確認するとともに、事業報告時に達成されたか検証を行う。</p> <p>(福祉局)</p>	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>1.24 ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業</p> <p>[意見22] 補助対象経費について 車両維持に関する補助対象経費を、車両のリース料に限定することなく、一括購入や割賦購入した場合の経費（例えば減価償却費相当額等）も含めることを検討されたい。</p>	<p>申請対象（療養介護事業所を併設）事業所の状況を把握したうえで、検討していく。</p> <p>（福祉局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見23] 提出書類の網羅的な記載について 補助事業者から提出を受ける書類について、市が要求した事項が網羅的に記載されているか確認し、不備のある場合は補助事業者に訂正を求める必要がある。</p>	<p>過去の不備のある報告書については、既に事業所へ修正書類の提出を求めており、令和4年度中に整理を終えた。</p> <p>また、当該補助金報告書の必要事項を精査した結果、不備が発生し易い「職員配置」は報告不要と判断し、令和4年度以降の様式からは削除している。</p> <p>（福祉局）</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見24] 補助金額について 看護師の現状の賃金状況を勘案し、補助金交付金額の見直しを検討されたい。</p>	<p>障害福祉サービスに従事する看護師の全国的な平均賃金や報酬改定の状況を踏まえた上で、必要に応じて、予算編成の中で議論していく。</p> <p>（福祉局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>1.26 神戸市身体障害者機能訓練事業</p> <p>[意見25] 補助事業者の募集について 当事業に関するサービスを提供できる事業者が他にも存在する可能性があるため、当補助金の支出先選定方法を検討する必要がある。</p>	<p>当補助事業開始時（平成23年）は、障害福祉サービスで機能訓練を提供できる事業者は少なかったため、市内3か所の在宅障害者福祉センターが実施する業務の一つとして、事業を実施してきた。しかしながら、他の障害福祉サービスでも機能訓練を提供できる施設が増えているため、当該補助事業自体のあり方を検討していく。</p> <p>（福祉局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見26] 成果指標の設定について 具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。</p>	<p>当補助事業開始時（平成23年）は、障害福祉サービスで機能訓練を提供できる事業者は少なかったため、市内3か所の在宅障害者福祉センターが実施する業務の一つとして、事業を実施してきた。しかしながら、他の障害福祉サービスでも機能訓練を提供できる施設が増えているため、現状として、利用者は減少傾向にある。その状況を踏まえ、当事業の継続の必要性を検証していく。</p> <p>（福祉局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>1.28 神戸市地域活動支援センター事業</p> <p>[指摘事項10] 収支に関する報告の確認について 公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合することにより用途を確認</p>	<p>令和4年度（令和3年度分の実績確認）から、すべての地域活動支援センターを対象に会計書類の点検を実施し、</p>	<p>措置済</p>

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにするべきである。</p>	<p>補助金が適正に執行されているか検査した。今後も、収支に関する報告と証拠書類等を照合することにより使途を確認するとともに、必要と認めるときは指導・助言を行い、問題がない場合にもその旨記録し報告する。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	
<p>[指摘事項11] 補助金に関する要領の記載について</p> <p>補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、公募要領や認定（更新）要領だけでなく、補助金額上限を補助金交付に関する要綱にも規定するべきである。</p>	<p>センター型と発達型の補助金額上限を記載した事業実施要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	措置済
<p>[意見27] 成果指標の設定について</p> <p>本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、センターの利用者や事業者数の増加等に関する具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。</p>	<p>地域活動支援センターは、地域での社会生活を始めたばかりであったり、障害福祉サービスでは対応しきれない障害者を対象に、創作的活動や生産活動の提供、専門職員による相談事業、社会適応訓練等を行っている。</p> <p>本事業の対象となる障害者数の把握は難しく、利用者数や事業者数の増減を目標に設定することはなじまないと考えるが、利用者や事業者へのアンケート等により利用者ニーズの動向やセンター事業の実情を把握し、引き続き事業の効果を検証する。</p> <p style="text-align: right;">（福祉局）</p>	措置方針
<p>2 こども家庭局</p>		
<p>2.1 こどもの居場所づくり事業補助金</p> <p>[指摘事項12] 補助金額の算定根拠の妥当性について</p> <p>補助金額が適切かつ妥当なものであると判断するためには、補助金額を定めた際の算定根拠が分かる資料を適切に保管すること等により、算定根拠を明確にしておくべきである。</p>	<p>令和5年度に、補助金額の適切性、妥当性について検討を行う。また、算定根拠となる資料については、データ等で適切に管理を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>[指摘事項13] 補助率の適正化について</p> <p>当補助金は補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を設定しているため、2分の1を超える補助率を適用する期限を定めるべきである。</p>	<p>自己負担が大きい団体が多いこともあり、現状は補助率を設けていない。令和5年度以降、補助率の導入可否等について検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>[指摘事項14] 審査会の開催頻度について</p> <p>審査会の開催について最初の申請時だけで問題ないか十分検討し、問題ないと判断した場合には、要綱の規定を実態に合わせて改正するべきである。</p>	<p>現状は、団体の初回申請時に審査会を開催して補助採択を行い、次年度以降の継続の申請時には、申請書や過去の活動状況等を確認の上、決裁により補助金の交付決定を行っている。指摘を受け、継続申請の際にも審査会を開催すべきかどうかについて検討を行った結果、審査会は初回申請時のみとする内容で要綱改正を行い、令和5年4</p>	措置済



令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	月に施行した。 (こども家庭局)	
<p>[指摘事項15] 適切な補助金額の交付について 補助金を交付する場合においては、補助団体へ必要以上の補助金を交付して余剰金を発生させることのないように、対象経費から利用者負担分を控除した残額を交付するべきである。また、合わせて当該取り扱いを要綱上にも明記するべきである。</p>	<p>補助団体に対し利用者負担分を優先して対象経費に充当すること及び、対象経費から利用者負担分を控除した残額分で交付決定を行う内容を公募案内及び要綱上に記載した。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>2.2 児童福祉施設併設型民間児童館事業補助金 [指摘事項16] 補助金額の妥当性について 繰越金が発生した場合にはその用途について検証を行うべきである。また、対象団体全てにおいて補助率が2分の1を超えており、かつ、繰越金が発生していることを踏まえ、補助金額の見直しを検討するべきである。</p>	<p>本補助金額は、公設児童館の運営に必要な所要経費等を基に算定している。既に令和5年度当初より補助額の在り方について検討を行っているが、公設児童館とのバランスなど調整に時間を要している。引き続き補助額の在り方について、検討を行っていく。なお、児童館は収益事業ではないため、運営費補助として補助率1/2をこえる。また、実績報告の際に、繰越金の充当先について明記するよう令和5年4月に指導を行った。さらに、安定した運営継続のために認めうる繰越について定め、適切な経理処理を行うよう令和5年4月に指導した。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見28] 支出方法について 当該事業の支出方法について、補助金見直しガイドラインを参考に補助金見直しの際に委託等への切り替えについて検討されたい。</p>	<p>社会福祉法人が、法人の事業として、法人の施設にて、児童館や学童保育サービスを独自設定して実施している(例えば学童保育サービスの料金体系は各法人が設定しており、神戸市立児童館のそれとは異なる)。また、その地域特性に応じた子育てサービスを各法人で決定し、これまでの法人のノウハウを反映したものとなっている。したがって、委託契約にはなじまないと考える。 (こども家庭局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見29] 補助対象経費の明確化について 補助制度の趣旨に鑑み、補助対象経費については要綱に列挙されている費目に限定されるべきであり、仮に例外事項を認める場合には、その必要性を十分に検討した上で、予め要綱等でその要件等を明らかにしておく必要がある。</p>	<p>要綱に列挙する費目が適切か検討を行った結果、要件等を詳細に明記した要綱に改正し、令和5年4月に施行した。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>[意見30] 実績報告書等に係る審査の厳格化について 実績報告書等に係る審査の実効性を高めるためには、補助対象経費について証憑書類の確認ま</p>	<p>令和5年4月に実績報告として提出させる様式を詳細なものに改め、適正な運営状況であることを確認した。 また、令和4年度より既に現地にお</p>	措置済

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>で実施すべきである。また、繰越金が預金で保管されている場合には通帳を確認するなどの手続きまで検討する必要がある。さらに、補助対象事業者において事務処理が適正に行われているかを確認するため、現地調査や定期的な監査についても実施する必要がある。</p>	<p>いて監査を行い、支出手続きが適正か、予算管理が出来ているか、繰越金の使途、必要性、証憑書類が適正に管理されているかなどを毎年確認している。 (こども家庭局)</p>	
<p>2.3 大学と連携した子育て支援事業補助金 [意見31] 成果指標の設定について 当該補助事業の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定する必要がある。</p>	<p>効果測定のために新たな拠点の設置や施設利用者数などを成果指標とする等、補助目的に沿って成果指標を設定していく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2.4 放課後児童健全育成事業助成金 [意見32] 繰越金の妥当性について 繰越金が発生した場合には実績報告書等にその使途を明記するように指導した上で、具体的な使途がない繰越金や金額に説明がつかない繰越金がある場合には、補助金の一部返還や交付基準の見直しを検討されたい。</p>	<p>令和5年2月開催の運営者説明会にて助成金の実績報告の際に、繰越金の使途について明記するよう指導を行った。また、安定した運営継続のために認めうる繰越金について定め、適切な経理処理を行うよう指導した。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>[意見33] 支出方法について 当該事業の支出方法について、補助金見直しガイドラインを参考に補助金の見直しの際に委託への切り替えについて検討されたい。</p>	<p>令和5年度より助成要綱を改正するため、令和5年度以降の運用及び学童保育需要等を踏まえながら、今後、助成制度のあり方について検討を行う。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2.5 民間児童福祉施設職員給与改善補助金 [意見34] 補助単価の見直しについて 当補助金について透明性の確保を図り、交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるようにするために、社会経済情勢等の変化に応じて適時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の要因も考慮した補助金の算定方法を検討することで、より効果を発揮できる仕組みへと見直していく必要がある。</p>	<p>補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、交付額の妥当性に関し、どのような指標・データを用いて判断することが適切かについて検討を進めていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見35] 実績報告書の記載不備について 補助事業者に対して実績報告書の適切な作成について周知・徹底するとともに、現場負担軽減に向けたITの活用等による対応を検討することにより、実績報告書の記載不備を減らし、効率的かつ実効性を高めた審査を行う必要がある。</p>	<p>令和5年度より申請書の記載方法について「記入例」や「記入要領」を作成しているが、実績報告についても同様に作成、周知した。 ITの活用については、他課（幼保振興課）を参考にしながら導入について検討を進めていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見36] 成果指標の設定について 補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定する必要がある。</p>	<p>当該補助金は、市内の民間社会福祉施設に従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資することを目的としている。このように補助金を支給すること自体が補助目的に沿うものとなっている。 また、例えば離職については収入面以</p>	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>外も大きな要因となりうることを踏まえると、当該補助金について（例えば離職率等の）定量的な成果指標の設定は困難であると考えます。</p> <p>なお、補助金交付の必要性や交付額の妥当性については、引き続き検討を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	
<p>2.6 こどもの未来支援プロジェクト補助金 [意見37]補助対象経費の適切な解釈運用について</p> <p>当補助金の対象経費については、申請案内で高校生の部活動費用、就学旅行に係る費用、学用品購入費用と記載されていることや、資金提供者であるふるさと納税の寄付者の意図に鑑み、学用品に限定されたい。</p>	<p>ふるさと納税の寄付ページに学用品の購入、新型コロナウイルス対応、退所時の支援などに活用する旨を記載しており、また、申請案内でもこれらに活用するよう記載しているため、これらの項目へ寄付金の活用を行う。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>[意見38] 補助金額の適切な運用について</p> <p>補助金申請額の合計が補助金限度額を上回った場合の取り扱いについて早急に定める必要がある。</p> <p>また、補助金申請額の合計が補助金限度額を下回った場合においても、補助金額の適切性が阻害されることがないような対応を検討する必要がある。</p>	<p>あくまで寄付額を上限とした補助金であるため、要綱に記載のとおり、寄付額を上回った場合には寄付額の範囲内での補助を行う。</p> <p>（補助金を上回った場合は、申請期間に申請をいただいた申請額を按分し、補助を行う。）</p> <p>補助金申請額の合計が補助金限度額を下回った場合については、補助金申請額通りの補助を行う。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>[意見39]補助金交付スケジュールの適正化について</p> <p>令和3年度の当補助金において、申請案内の通知から申請書類の提出期限まで1か月未満と非常に短い期間となっていたが、補助対象事業者の事務負担等を考慮し、申請案内の通知を早める必要がある。</p>	<p>令和3年度の状況を鑑み、令和4年度は申請案内の通知を早め、11月に申請案内を送付し、年内の締め切りとした。今後も同様の対応を続けていく。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	<p>措置済</p>
<p>2.7 ひとり親家庭の拠点となる居場所づくり事業補助金 [意見40] 補助対象要件の見直しについて</p> <p>当補助金の趣旨に照らせば、公益上の必要性は認められることから、補助対象事業者の増加を図るために、現在の補助対象事業や補助対象団体に求める各種要件について見直しを検討されたい。</p>	<p>現在、現補助要綱で実施を検討している団体への対応があるため、令和6年度より実施予定として進めている。その中で各種要件の見直しを必要に応じて進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見41] 定額補助の見直しについて</p> <p>補助金額は、毎年度対象経費の積算に対し、補助の必要性・必要額を検討した上で決定されるべきものであるため、毎年度定額の補助金を交付する取り扱いを見直されたい。</p>	<p>補助の必要性・必要額を鑑み、補助金額の設定について、現在、検討を行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>2.9 研修受講支援事業補助金</p>		
<p>[意見42] 補助金の公益上の必要性について</p>	<p>申請件数が少ない理由の1つとし</p>	<p>措置方針</p>

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>本補助金の申請件数が少ない理由について調査検討し、それを踏まえて利用者の増加に努める必要がある。また、長期にわたり、申請件数が増加しないような場合には、本補助金の必要性も含めて検討する必要がある。</p>	<p>て、新型コロナウイルスの影響があると考えられるが、制度についても利用しづらい点があると考えため、まずは補助金の主旨に沿った上で利用しやすい制度となるよう、検討を行う。 (こども家庭局)</p>	
<p>[意見43] 補助対象研修の明確化について 現行の要綱では、補助対象研修について「専門性向上のため」としか記載されていないため、当該補助金の利用促進に向け、補助対象研修の具体例を明確に示す必要がある。</p>	<p>当該補助金の利用促進のため、補助対象研修の具体例を明確に示すことについて検討を行っているところである。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2.10 児童家庭支援センター設置運営補助金 [指摘事項17] 補助金額の決定方法について 補助金額の決定方法について、基準額と実支出額の比較だけで問題ないか十分に検討し、問題ないと判断した場合には、要綱の規定を実態に合わせて改正するべきである。</p>	<p>寄付金その他収入額を記載する欄を様式に加え適正に計算ができるよう見直す要綱改正を行い、令和5年2月に施行した。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>[意見44] 確定決算書による追加確認について 実績確認を正確に行うためには、3月31日の提出日を見直して、市の会計処理に間に合う日を提出日とした上で、必ず確定した金額で報告するよう義務付ける必要がある。</p>	<p>事業の履行確認については事業完了報告書を3月31日に提出することで確認することとし、実績報告については4月10日までに提出することとする内容で要綱を改正し、令和5年2月に施行した。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>2.11 神戸市DV被害者支援活動補助金 [意見45] 補助金増額による効果の検証について 補助金額の大幅な増額があったため、補助目的に沿った成果指標を設定し、増額による効果を測定する必要がある。</p>	<p>令和元年度にシェルターの安定的な運営継続のため、職員体制の強化を目的として必要な職員数の算定の上、補助金の増額を行った。 補助金の増額による効果をあらためて聞き取りを行い、前述の目的を達成したことを確認した。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>2.13 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金 [意見46] 少額補助金の実効性について 当補助金は事業活動収入に占める割合が僅かとなっている少額の補助金のため、その有効性を検討した上で、必要に応じて制度の見直しを行う必要がある。</p>	<p>現在、上期・下期の年2回に分けて補助を行っているが、令和5年度に年1回の補助とする等の見直しをしており、制度の有効性についても引き続き検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見47] 交付要綱の表現について 交付要綱について不明瞭な箇所があったため、関係者が理解しやすいように明瞭な表現で記載する必要がある。</p>	<p>交付要綱の表現について、現在、検討を行っているところである。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項18] 交付時期の適切化について 当補助金は、上期と下期の年2回に分けて交付することとしているが、令和3年度は同月に交付しており、実質的に年1回の交付となっている。</p>	<p>令和3年度の状況を踏まえ、上期については補助対象者からの申請後、速やかに交付を行った。下期についても適正な補助を行う。</p>	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>年2回の交付とした趣旨に鑑み、上期と下期に分けて交付する場合にはそれぞれの期間の在籍人数が把握できれば補助対象者に申請書の提出を求め、速やかに交付するべきである。</p>	<p>(こども家庭局)</p>	
<p>2.14 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金                      [意見48] 補助単価の見直しについて                      当補助金について透明性の確保を図り、交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるようにするために、社会経済情勢等の変化に応じて適時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の要因も考慮した補助金の算定方法を検討することでより効果を発揮できる仕組みへと見直していく必要がある。</p>	<p>補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みた上で、交付額の妥当性に関し、どのような指標・データを用いて判断することが適切かについて現在、検討を行っているところである。                      (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見49] 実績報告書の記載不備について                      補助事業者に対して実績報告書の適切な作成について周知・徹底するとともに、現場負担軽減に向けたITの活用等による対応を検討することにより、実績報告書の記載不備を減らし、効率的かつ実効性を高めた審査を行う必要がある。</p>	<p>多数の職員が在籍する補助事業者については、実績報告書を含めた書類作成に大きな負担が生じていると考えられるため、記載不備の減少や業務負担軽減に向け、様式整備やITの活用等の検討を進めていく。                      (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[指摘事項19]上期分補助金の期限に従った交付について                      上期分補助金について要綱の定めに従い補助事業者からの申請書提出日から30日以内に交付の決定を行い、通知するべきである。</p>	<p>令和4年度は、交付要綱通りの交付決定を行った。今後も同様の対応を続けていく。                      (こども家庭局)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見50] 成果指標の設定について                      補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定されたい。</p>	<p>当該補助金は、市内の民間社会福祉施設に従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資することを目的としている。このように補助金を支給すること自体が補助目的に沿うものとなっている。また、例えば離職については収入面以外も大きな要因となりうることを踏まえると、当該補助金について定量的な成果指標の設定は困難である。                      他方で、別途[意見]であるとおり、補助金交付の必要性や交付額の妥当性について、現在、検討を行っているところである。                      (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>2.15 人材確保・定着促進にかかる一時金                      [意見51] 成果指標の設定について                      補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定する必要がある。</p>	<p>効果測定のために、補助目的に沿った成果指標の設定について、現在、検討を行っているところである。                      (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>2.17 母子・婦人短期保護事業補助金</p>		
<p>[意見52]補助金等見直しチェックシートの適切な作成について</p>	<p>要綱で定めている生活備品等の購入費及び短期保護室の修繕費について</p>	<p>措置方針</p>

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>当補助金は再補助を実施しているため、補助金等見直しチェックシートにおいてその合理的な理由を記載する必要がある。合理的な理由が認められない場合には、直接補助への切り替えを検討する必要がある。</p>	<p>は、各施設へ直接補助をしているため、これと同様に生活費・事務費についても各施設への直接補助した場合の合理性や課題など、切り替えについても検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	
<p>2.18 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金 [意見53]新規のあっせん融資に係る利子補給補助金の必要性について 新規施設整備の資金需要、金利状況及び補助事業の実効性を踏まえ、本補助事業による新規受付の廃止も含めた見直しを検討されたい。</p>	<p>現在、昨今の金融情勢の動向を注視しながら、事業の見直しを検討している。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>2.19 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金 [意見54]新規のあっせん融資に係る利子補給補助金の必要性について 新規施設整備の資金需要、金利状況及び補助事業の実効性を踏まえ、本補助事業による新規受付の廃止も含めた見直しを検討されたい。</p>	<p>現在、昨今の金融情勢の動向を注視しながら、事業の見直しを検討している。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>2.22 神戸市事業所内保育施設整備事業補助金 [意見55]補助金の廃止検討及び補助率見直しについて 待機児童が解消されつつある現在の環境において、本補助事業を継続することによる効果が低いと見られ、廃止も含めた見直しを検討されたい。 また、本補助事業を継続する場合においても、事業所内保育施設のニーズ及び期待される効果を踏まえ、補助率について見直す必要がある。</p>	<p>待機児童対策としてだけではなく、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するものである。これも考慮して、必要性について検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>2.23 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金 [意見56]申請及び実績報告資料に係るデータベース管理について 毎期、同一の資料を提出している不動産賃貸契約書等の書類については、データベース管理とするなどにより事務の効率化を図り、審査が効果的に実施できるよう検討されたい。</p>	<p>申請や実績報告の際に必要な書類については、申請者の負担軽減や事務の効率化を図れるよう、令和5年度申請受付に向けて、様式の見直しも含めた要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>[指摘事項20] 実績報告時の提出資料について 実績報告として要綱に規定されている資料のうち、提出が不要な書類については、要綱改定により速やかに削除すべきである。</p>	<p>実績報告の際に提出が不要な書類については、文言を削除する要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>[意見57]利害関係者が所有する補助対象施設でないことの確認について 事業者が補助対象施設要件を認識した上で申請し、審査時に確認できるような体制を構築されたい。</p>	<p>様式について、事業者が確認するチェック項目を追加する内容で要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.24 神戸市保育人材の確保・定着にかかる</p>		

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
奨学金返還支援事業補助金		
<p>[意見58] 対象奨学金について 要件を満たす者に公平な機会を提供できるよう具体的な奨学金や教育ローンの例を明示するなどして周知するとともに、担当者が事務手続において該当の是非の判断が客観的にできるような方針を明示されたい。</p>	<p>対象となる奨学金について、補助対象者や事務担当者が該当の是非を判断できるように、市ホームページやQ&amp;A等に記載するとともに、要綱にも加筆する改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>[指摘事項21] 実績報告時の提出資料について 実績報告として要綱に規定されている資料のうち、提出が不要な書類については、要綱改定により速やかに削除すべきである。</p>	<p>実績報告書の添付書類である「雇用証明書」については（様式第10号）支給対象者一覧表に補助対象者を明記することでその証明としていた。そのため、手続き上必要としない書類について削除する要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.25 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金 [意見59] 交通費に係る支払実績の確認資料について 回数券の領収書のみによらず、使用実績を記載した記録も合わせて確認し、補助対象経費の適正性を確認する必要がある。</p>	<p>交通費に係る挙証資料については、令和4年度事業より、法人に対して記録簿の作成を義務付け、必要に応じて提出いただくことで、補助対象経費の適正性を確認した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>[指摘事項22] 要綱の改正について 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金交付要綱第17条については、当該事業には該当しない規定であるため、速やかに要綱を改定し、削除すべきである。</p>	<p>第17条については、削除する要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.27 神戸市保育補助者雇上強化事業補助金 [指摘事項23] 補助対象職員の補助の継続について 国の事業の目的は保育士の環境改善、負担軽減、及び新たな保育士の養成と考えられることから、保育士資格取得に努めている保育補助者を補助対象とするべきであるため、保育士資格を取得しない同一の保育補助者への補助金については補助年数の上限を設定する等の対応を講じるべきである。</p>	<p>保育士資格取得による保育人材確保の目的を踏まえ、令和4年度より同一の保育補助者への補助年数上限を3年とした。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>[指摘事項24] 補助対象職員の除外について 補助事業である「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金」と重複している場合は、神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱第3条第3項の規定に従い、補助対象職員から除外すべきである。</p>	<p>令和4年2月より実施した「保育士等処遇改善臨時特例交付金」の支給対象者となっていた本補助金補助対象職員について、「臨時特例交付金」の支給金額を控除した金額を補助対象経費として、支給した。</p> <p>国の実施要綱では、「処遇改善等加算の経費は補助対象経費としないこと」とあるが、処遇改善等加算の対象者が本補助金の補助対象職員から除外する</p>	他の方法 で対応

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>旨の記載はないため、指摘と意見を踏まえ、補助対象職員の見直しを行い、国の実施要綱で規定する補助対象職員の要件に合わせるよう、要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p>（こども家庭局）</p>	
<p>[意見60]交付要綱に規定された補助対象職員について</p> <p>神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱に規定された補助対象職員は、国の保育補助者雇上強化事業実施要綱の規定と相違がある。</p> <p>市の要綱の決定権限はあくまで市にあるが、国の実施要綱の規定を参考に市の交付要綱の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>指摘と意見を踏まえ、補助対象職員の見直しを行い、国の実施要綱で規定する補助対象職員の要件に合わせるよう、要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。</p> <p>（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.28 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金</p> <p>[意見61] 県の同種の補助金へ申請について</p> <p>市の財政負担軽減のために、利用可能な県の同種の補助金がある場合は、その補助を活用できないか検討する必要がある。</p>	<p>県の同種の補助金における補助要件に該当する案件がある場合は、可能な限り活用について検討していく。</p> <p>（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>2.29 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金</p> <p>[意見62]一括下請けに該当しない旨の確認方法について</p> <p>工事内容の確認や工事完了検査において一定水準以上の品質を確保するためにチェックリストや具体的な手順書の整備を行い、その確認内容について、具体的な検証状況が事後的に確認できるよう、証跡を残す必要がある。</p>	<p>一社が占める下請け契約割合が高いなど、一括下請けに該当する可能性がある場合、国土交通省が定める内容に基づき、元請業者の実質的関与について一定水準で確認する必要があると考える。この度、具体的な検証状況が事後的に確認できるよう、チェックリストを整備した。一括下請の疑いがある場合、令和4年度事業については完了検査までに、令和5年度以降の事業については、請負契約～下請契約が出そろった頃を目途にチェックリストを用いて確認証跡を残す。</p> <p>（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.31 地域子育て支援拠点事業運営費補助金</p> <p>[意見63]地域子育て支援拠点事業者に対する利用者の満足度調査について</p> <p>民営の拠点については市が主導した満足度調査等を行っていないが、補助金支給対象事業に対する利用者のニーズや不満を把握するため、公営と同様に市が主導した満足度調査等を実施する必要がある。</p>	<p>令和6年度より、公募による選定への移行を予定しており、満足度調査を含め選考方法について検討を進める。</p> <p>（こども家庭局）</p>	措置方針
<p>[意見64]地域子育て支援拠点事業者の選定について</p> <p>地域子育て支援拠点事業を行っている民間事業者は非公募で選定されているが、利用者のニーズや支援拠点地域の他の事業者に当事業の運営</p>	<p>令和6年度より、公募による選定への移行を予定しており、選考方法について検討を進める。</p> <p>（こども家庭局）</p>	措置方針



令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
の可否等を調査し、公募による選定を検討する必要がある。		
<p>[意見65] 補助対象となる経費の確認について 補助対象となる「神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）実績報告書」の経費の計上内容や按分基準等の確認を行う必要がある。</p>	<p>実績報告書に計上されている人件費や経費について、合理的な按分基準であることを確認した。  (こども家庭局)</p>	措置済
<p>2. 32 おむつ処理費用補助事業補助金 [意見66] 補助金の支給時期について おむつ処理費用補助事業にかかる補助金は、補助金申請の受付期限から支給までに半年以上を要している。おむつ処理に係る施設の負担軽減を目的とするならば、支給時期の早期化を図る必要がある。</p>	<p>本補助金について、令和4年度までは補助単価に0～2歳児の10/1付受入人数×12を乗じた額を支給していたが、令和5年度からは補助単価に0～2歳児の年間受入人数を乗じて得た金額を支給することとし、申請から支給までの期間を短縮した。なお、支給時期の早期化については、国が定める公定価格に基づく毎月の「給付費」と同時支給ができるよう、今後検討を行っていく。  (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2. 33 すこやか保育支援事業補助金 [指摘事項25] 補助金の適用対象について 神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱第2条で適用対象を要支援子どもが「2人以上在籍していなければならない。」と規定しているが、1人のみの在籍でも補助金は支給されているため、早急に適用対象の検討を行い、要綱の改正などを行うべきである。</p>	<p>実態に合わせて要綱の改正を検討する。なお、特則に関する要綱は補助金要綱に統合して廃止する。  (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項26] 補助金交付要綱等の改定について 神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱及び神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱に規定されている補助金は、これらの要綱に規定されていない判断基準が記載された内規により補助の金額が算定されており、その判断基準の決定過程も、補助金支給額の算定根拠も不透明となっているため、内規に記載された判断基準の妥当性を検討した上で、これらの要綱を実態に合わせて改定するべきである。</p>	<p>実態に合わせて補助金要綱の改正を検討する。なお、特則に関する要綱は補助金要綱に統合して廃止する。  (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見67] 補助対象職員について 内規に定めた判断基準では補助対象となる看護師・保健婦・介護士の資格を有するものが補助対象となっておらず、また、対象職員となった職員についても実際にすこやか児の保育に関与しているかの確認が行われていない。 補助金の趣旨を鑑みて、すこやか児の保育の実態に合わせた職員に対して補助金を支給する必要がある。</p>	<p>補助金の対象職員について検討を行う。  (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見68] すこやか保育支援事業にかかる補助金の支給時期について 補助の実質的な内容はすこやか児に対応する</p>	<p>人件費にかかる補助金は、極力、国が定める公定価格に基づく毎月の「給付費」と同時支給ができるよう、今後検討</p>	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>人件費の補填であり、金額も多額となる傾向であるため、認定から交付に至るまでの実務を早期化する必要がある。</p>	<p>を行っていく。 (こども家庭局)</p>	
<p>2.34 育休明け乳幼児の定期預かり事業補助金 [指摘事項27] 補助金算定式について 神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業では、要綱に規定された補助金の算定式によると、預かる日数ではなく預かる児童数で補助額が増減することになり、公平性の観点から問題があるため、補助金算定式を見直すべきである。</p>	<p>利用日数を基に補助金算定を行うよう補助金要綱の改正を行い、令和4年10月に施行した。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>[指摘事項28] 要綱上の事業実績報告に関する規定について 補助金の算定に必要となる事業実績報告を求める内容の規定が要綱上にないため、実態に合わせて要綱改正を行うべきである。</p>	<p>実績報告の提出を位置付けるよう実施要綱の改正を行い、令和5年2月に施行した。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>2.35 一時保育事業運営費補助金 [意見69] 補助金算定数値の検証について 算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証について検討する必要がある。</p>	<p>施設の負担を勘案し提出を求めているが、「神戸市一時保育事業事務処理要領」において、利用者から実施施設への書類提出を定めており、挙証資料は各施設において保管されている。今後、どのように確認ができるか、検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見70] 成果指標の整合性について 成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検討する必要がある。</p>	<p>一時保育は、子ども・子育て支援法第59条に規定される事業であり、同法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に目標値を定めている。この目標値は、公立・私立の区別なく市内全体で定めているため、私立のみの目標値をどのように設定できるのか、今後検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2.36 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金 [意見71] 補助金算定数値の検証について 算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証について検討する必要がある。</p>	<p>施設の負担を勘案し提出を求めているが、「神戸市一時預かり事業（幼稚園型）事務処理要領」において、利用者から実施施設への書類提出を定めており、挙証資料は各施設において保管されている。今後、どのように確認ができるか、検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項29] 補助金算定における計算表について 判定の誤りが極力生じないように計算表の様式を見直すとともに、改めて算定方法を局内で周知徹底するべきである。</p>	<p>補助金額に誤りはなかったが、計算シートの算式に誤りがあったため、修正を行った。 (こども家庭局)</p>	措置済

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
[意見72] スプレッドシートの取扱いについて誤りがないか確認し、様式や作成方法のルールを定め、運用する必要がある。	補助金額に誤りはなかったが、計算シートの算式に誤りがあったため、修正を行った。  (こども家庭局)	措置済
[意見73] 成果指標の整合性について 成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検討する必要がある。	一時預かり（幼稚園型）は、子ども・子育て支援法第59条に規定される事業であり、同法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に目標値を定めている。この目標値は、公立・私立の区別なく市内全体で出しているため、私立のみの目標値をどのように設定できるのか、今後検討を行っていく。  (こども家庭局)	措置方針
2.37 延長保育事業運営費補助金 [意見74] 補助金算定数値の検証について 算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証について検討する必要がある。	施設の負担を勘案し提出を求めているが、「神戸市延長保育事業事務処理要領」において、利用者から実施施設への書類提出を定めており、挙証資料は各施設において保管されている。今後、どのように確認ができるか、検討を行っていく。  (こども家庭局)	措置方針
[意見75] 成果指標の整合性について 成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検討する必要がある。	延長保育は、子ども・子育て支援法第59条に規定される事業であり、同法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に目標値を定めている。この目標値は、公立・私立の区別なく市内全体で出しているため、私立のみの目標値をどのように設定できるのか、今後検討を行っていく。  (こども家庭局)	措置方針
2.38 家庭支援推進保育事業運営費等補助金 [指摘事項30] 選定上の根拠について 選定上の具体的な根拠を定めるべきである。	本事業は、国事業に基づき「家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な児童が入所児童の40%以上」の施設を対象としているが、市要綱には記載がないため、要綱改定の上、位置付けることを検討する。なお、現在の対象施設は、生活保護及び市民税非課税の低所得世帯が入所者の40%以上を占めており、他に同様の施設がないことは毎年度確認している。  (こども家庭局)	措置方針
[意見76] 該当施設の有無の検討について 非公募であるため、公平性の観点から、該当する施設の有無を定期的に確認する必要がある。	該当施設の有無は毎年度確認を行っている。  (こども家庭局)	他の方法で対応
[意見77] 入所児童の処遇向上の確認の実施について 指導計画の作成及び計画的な保育の実施、定期	国事業においては、指導計画等の立案について言及されているため、今後、入所児童の処遇向上の状況について、	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>的な家庭訪問など家庭に対する指導の実施状況まで確認するなど入所児童の処遇の向上が図られているか確かめる必要がある。</p>	<p>どのように確認ができるか、今後検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	
<p>[意見78] 成果指標の設定について 適切な成果指標が設定できるか再検討する必要がある。</p>	<p>生活保護及び市民税非課税の低所得世帯が入所者の40%以上を占めている施設を対象としていることから、どのような成果指標を設定することが適切か、今後検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2. 39 休日保育事業補助金 [意見79] 算定方法の見直しについて 施設の実態を把握し、より効果的、公平な算定方法がないか検討する必要がある。</p>	<p>受入人数を基に補助金算定を行うよう補助金要綱の改正を検討する。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見80] 補助金算定数値等の検証について 算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証について検討する必要がある。</p>	<p>施設の負担を勘案し提出を求めているが、「神戸市休日保育事業事務取扱要領」において、利用者から実施施設への書類提出を定めており、挙証資料は各施設において保管されている。今後、どのように確認ができるか、検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見81] 成果指標の設定について 補助金の目的に照らして適切な成果指標を設定する必要がある。</p>	<p>休日保育は、近年の勤務形態の多様化により、日曜日・祝日等に保育が必要となる児童を対象に実施しているものであり、どのような成果指標を設定できるのか、今後検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2. 40 児童健康診断補助金 [意見82] 補助金募集にかかる対応について 単なる案内のみでなく、本事業の理解のための広報を重視し、さらに未実施の施設については個別に実施していない理由を調査する必要がある。</p>	<p>これまでも、学校保健安全法に定める内容以上の健康診断を行う民間施設に対して補助を行い実施を推奨してきたが、補助金案内に加えて、さらなる理解促進に向けてどのような広報を行っていくかについて、実施をしていない施設の意見も踏まえて、今後検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見83] 健診費用の実態調査について 実績報告書などに健診の実施回数や健診費用、その他健診に係る経費等の記載を求めるなど施設負担額の実態を把握し、補助金の対象とすることが望ましいものがないか検討する必要がある。</p>	<p>本補助金は、学校保健安全法に定める内容以上の健康診断を行う施設に対し、神戸市医師会が定める学校医報酬に相当する金額を補助するものであり、補助対象経費の拡大は予定していない。 (こども家庭局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見84] 成果指標について 未実施施設割合の減少など何らかの成果指標を設定できないか検討する必要がある。</p>	<p>本補助金は、学校保健安全法に定める内容以上の健康診断を行う施設に対し補助を行うものであり、成果指標の設定には馴染まないと考える。 (こども家庭局)</p>	他の方法で対

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>2. 41 潜在保育士等職場復帰支援一時金 [意見85] 算定方法、条件等の見直しについて 本制度の実態を把握し、利便性が高く、継続的な定着を図れる算定方法や条件を検討する必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、今後、継続的な人材定着を図る視点で、本補助金の意義や必要性について検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見86] 補助金算定数値等の検証について 検証方法を再検討し、取扱いを明確にする必要がある。</p>	<p>国が定める人数の職員配置にかかる人件費は、国が定める公定価格に基づく「給付費」で賄う必要があることから、各施設に対しては、毎月1日時点で雇用する職員の一覧（「職員数報告」）を提出することを義務付けている。 本補助金の算定にあたっては、この職員数報告と勤務時間等が記載された各人の雇用証明書を突合し乖離がある場合は個別に確認を行っている。 施設の負担等を勘案しその根拠資料までは提出を求めているが、今後、どのように確認ができるか、検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[指摘事項31] 実績報告書について 所管課として、実績報告書に支払を証する証拠の添付を求めている趣旨を再確認するべきである。 また、事業者に対して、実施要綱の内容について理解を促し、厳格に実施するよう指導するとともに、実績報告書及び添付書類の提出を厳格に求めるべきである。</p>	<p>指摘のとおり、実績報告が未提出の施設があったため、今後は厳格に提出を求めていく。 (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見87] 成果指標について 一時的な復帰ではなく、復帰の形態も含めた成果指標を設定する必要がある。</p>	<p>本事業は、待機児童対策として行っているものであり、どのような成果指標が設定できるのか、今後検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>2. 42 地域活動事業補助金 [意見88] 対象事業について 実施事業の実施項目や自主事業としていることに問題がないか検討する必要がある。</p>	<p>本補助金は、令和4年度に大きな見直しを行ったところであるが、補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本補助金の意義や必要性について継続して検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見89] 補助金額の算定方法について より効果的、かつ、効率的な算定方法を設定できないか検討する必要がある。</p>	<p>本補助金は、令和4年度に大きな見直しを行ったところであるが、補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本補助金の意義や必要性について継続して検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見90] 「定期的かつ継続的内容」の確認につ</p>	<p>本補助金は、令和4年度に大きな見</p>	<p>措置方針</p>

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>いて 対象事業が原則として、定期的かつ継続的に実施されているか確認する必要がある。</p>	<p>直しを行ったところであるが、補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本補助金の意義や必要性について継続して検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	
<p>[意見91] 実績報告の記載について 事業を実施する事業者の説明責任を果たしてもらうため、実績報告の記載の精緻化を求めている必要がある。</p>	<p>本補助金は、令和4年度に大きな見直しを行ったところであるが、補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本補助金の意義や必要性について継続して検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見92] 確認作業の効率化について 本事業は特に、実施項目の限定や費用科目の限定、支出に関するルールを明確にすることなどにより効率化できる余地がないか検討する必要がある。</p>	<p>本補助金は、令和4年度に大きな見直しを行ったところであるが、補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本補助金の意義や必要性について継続して検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見93] 成果指標の設定について 事業の成果を測るための厳密な指標の設定は困難であるが、事業の有効性を高めるための指標の設定を検討する必要がある。</p>	<p>本補助金は、令和4年度に大きな見直しを行ったところであるが、補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、どのような成果指標が設定できるのか、今後、検討を行っていく。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2. 43 病児保育事業処遇改善補助金 [意見94] 実績報告について 職員に手当が支払われていることを確認できる書類の提出を求める必要がある。 また、実績報告における報告内容の見直しが必要であるか検討する必要がある。</p>	<p>職員に支払われた処遇改善手当額について、令和4年度分の実績報告時より、誰にいくら支払ったか確認できる書類の提出を求めた。今後も同様の対応を続けていく。 (こども家庭局)</p>	措置済
<p>[意見95] 成果指標の設定について 本事業の目的に適合した成果指標を設定する必要がある。</p>	<p>今後、本事業の目的に適合した成果指標を設定する。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2. 44 病児保育事業賃借料等補助金 [意見96] 補助金額の妥当性の検討について 事業者ごとの病児施設の実態に照らして適切な補助であるか確認する必要がある。</p>	<p>病児施設の個別状況を、令和5年度立入調査の際に確認する。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見97] 成果指標の設定について 本事業の目的に適合した成果指標を設定する必要がある。</p>	<p>今後、本事業の目的に適合した成果指標を設定する。 (こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2. 45 病児保育予約システム補助事業補助金 [意見98] 成果指標及び目標値について 試行段階を経て、本格的に全施設へ導入する方針となったため、現在は明確な目標値を設定可能である。今後は適切に成果指標及び目標値を設定</p>	<p>今後、本事業の目的に適合した成果指標を設定する。 (こども家庭局)</p>	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
されたい。		
<p>2.46 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金</p> <p>[意見99] 成果指標及び目標値について 事業の目標を達成するためにも、成果指標及び目標値を設定し、施策の有効性を適切に評価する必要がある。</p>	<p>本事業は、待機児童対策として行っているものであり、どのような成果指標が設定できるのか、今後、検討を行っていく。</p> <p>(こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2.47 民間児童福祉施設運営費補助金</p> <p>[意見100] 要綱規定の必要性の確認について 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付要綱第3条第2項の規定の意義や必要性について再度確認し、必要である場合には、適切にその趣旨を達成できるように規定を見直す必要がある。</p>	<p>本補助金は、令和4年度に大きな見直しを行ったところであるが、補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本補助金の意義や必要性について継続して検討を行っていく。</p> <p>(こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見101] 補助額・率の適正化について 補助金の見直しが形式的なものにならないよう、具体的な内容のある事業費を設定する必要がある。</p>	<p>本補助金は、令和4年度に大きな見直しを行ったところであるが、補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本補助金の意義や必要性について継続して検討を行っていく。</p> <p>(こども家庭局)</p>	措置方針
<p>[意見102] 履行状況の確認について 補助金の見直しが形式的なものにならないよう、事業費の実績確認は収支報告等を入手するのみでなく、証拠書類との照合を行い補助金の履行の状況の内容を十分に確認するようにされたい。</p>	<p>事業者の負担も勘案しながら、どのような形で実績確認を行うべきか検討を行っていく。</p> <p>(こども家庭局)</p>	措置方針
<p>2.48 民間児童福祉施設産休等代替職員費補助金</p> <p>[意見103] 補助効果の検討 受益者が少なくかつ特定の法人への交付に偏っているため、制度の変更により補助対象の拡大を検討するか、もしくは補助効果が低い場合には廃止も検討されたい。</p>	<p>国が定める人数の職員配置にかかる人件費は、国が定める公定価格に基づく「給付費」で賄う必要がある。産休職員が無給である場合、代替職員の人件費は公定価格に含まれる人件費で賄うべきであることから、本制度は、産休職員が有給である場合のみを対象としている。制度変更による補助対象の拡大は検討しておらず、また、本制度は保育の質向上等の子育て支援に寄与するものであることから、廃止についても検討していない。</p> <p>(こども家庭局)</p>	他の方法で対応
2.49 民間児童福祉施設職員給与改善補助金		
<p>[意見104] 補助効果の検討 単純に「現行のまま継続」とせず、今一度、社会情勢の変化に対応しているか再確認し、金額の根拠についても明確にされたい。</p>	<p>補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、交付額の妥当性に関し、どのような指標・データを用いて判断することが適切かについて検討を進めている。</p>	措置方針

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	く。 (こども家庭局)	